

議案第93号

港区分担金等に係る督促および滞納処分ならびに延滞金に
 関する条例の一部改正について

1 条例の概要

港区分担金等に係る督促および滞納処分ならびに延滞金に関する条例（昭和40年3月30日条例第12号）は、港区が徴収する分担金、使用料、手数料及び過料その他の収入に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の取り扱いを定めた条例です。

2 一部改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、規定を整備します。

3 改正内容

- (1) 名称の変更（付則第5項）
- (2) 定義規定の変更（付則第5項）

	改正後	現行
(1)	延滞金特例基準割合	特例基準割合
(2)	延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。	特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

4 延滞金利率について

	利率（特例）		利率（本則）	
	①	②	①	②
令和2年1月1日～12月31日（現行）	①2.6%	②8.9%	①7.3%	②14.6%
	前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合（特例基準割合（1.6%））に①1%②7.3%を加算した割合			
令和3年1月1日～12月31日（改正後）	①未定	②未定		
	前年11月30日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合（延滞金特例基準割合（未定））に①1%②7.3%を加算した割合			

- ① 督促状に指定する期限までの期間に適用する年間利率
- ② ①を超えて納付された日までの期間に適用する年間利率

5 施行期日 令和3年1月1日